秋の年次公開検証「大阪レビュー」 PFI (実例に即して)

平成28年11月5日(土)

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会:田島行政改革推進本部事務局次長

山本幸三行政改革担当大臣

評価者:上村敏之評価者(取りまとめ)、赤井伸郎評価者、田中弥生評価者、

中室牧子評価者、山田真哉評価者

参考人:城居宏参考人、鈴木文彦参考人、玉井得雄参考人、半田容章参考人

府省等:内閣府、厚生労働省、国土交通省、財務省主計局

〇田島次長 PFI(実例に即して)ということで、1時間、3時35分まで行いたいと思います。

まず、参加者の御紹介であります。

評価者の皆様、先ほどの5名の先生方、引き続きよろしくお願いします。取りまとめは 上村先生によろしくお願いします。

参考人でございますが、4名の方をお招きしております。御紹介いたします。

まず、玉井得雄様。大阪市水道局長でいらっしゃいます。

続きまして、城居宏様。大阪市建設局下水道河川部長でいらっしゃいます。

続きまして、半田容章様。株式会社民間資金等活用事業推進機構代表取締役社長でございます。

続きまして、鈴木文彦様。大和総研経営コンサルティング部副部長でございます。

出席省庁は、内閣府、国土交通省、厚生労働省でございます。

まず、行革事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料「PFI(実例に即して)」、下のほうに「行政改革推進本部事務局説明資料」というものに沿って御説明させていただきます。

まず、PFIということなのですが、余り学生の皆さんもなじみがないかと思いますので、まず簡単に「PFI (Private Finance Initiative) とは」ということで、1ページ目で御説明させていただきたいと思います。

公共施設はいろいろなものがありますが、ここで例として挙げておりますのは空港とか 公営住宅、上下水道といったものがあります。こういったものは、空港ですと空港使用料 とか、公営住宅ですと家賃の収入ですとか、上下水道は上下水道料金という形で収入がご ざいます。ただ、この右側の雲のところに書いてありますように、収入はあるのですけれ ども、国や自治体が運営している場合には、最終的には不足が出ればそれは税金で賄われ ることになりますので、経営の安定性はあるものの、受益と負担の関係が不明確になりか ねない。そういたしますと、非効率な運営となる可能性があるということが指摘されてお ります。

これに対して、民間企業が公営施設を運営する場合には、安易に税金に頼ることができ

ないため、経営努力を行って効率化ができるのではないか、あるいは受益と負担の関係が明確になって効率化が図られるのではないかということで、民間企業がこうした公共施設の運営を行う仕組みのことをPFI (Private Finance Initiative) と呼んでいるわけであります。

次のページでありますけれども、既にこういったPFIの事業は身近なところで行われておりまして、一つ目の例は関西国際空港の例でございます。こちらは、大阪国際空港と経営統合を実施した上で、オリックスあるいはフランスの空港運営会社等の企業連合が運営する形になっておりまして、現在のような運営がなされているということであります。もう一つの例は八尾市立病院でございますけれども、こちらもニチイ学館等が運営に参加いたしまして経営を行っているということでありまして、身近なところでもPFI事業は行われているわけでございます。

次のページで、政府としての目標がここに掲げてございますが、政府としてアクションプランというものを定めております。これによりますと、平成28年度、今年度までにということで数値目標を定めております。空港6件、道路1件、水道と下水道はそれぞれ6件と、合計19件でございまして、現在のところ、空港と道路については達成の見込みが立っている。ただ、上下水道については、まだ達成の見込みが立っていない状況でございます。

そこで、上下水道について次のページを御覧いただきたいのですが、これは地方の公営企業の地方財政白書に載っているデータでございますけれども、水道と下水道の資産総額は、このデータによりますと65兆円を超える。非常に大規模な資産を持っているわけでございまして、この高度成長期に整備したものがこれから更新時期を順次迎えてくることになりますと、その更新投資のための費用が大変かさんでくることが見込まれているわけでございます。

次のページでありますが、昨年の「秋のレビュー」においてPFIを取り上げました。そのときの秋のレビューでの指摘事項をここに掲載させていただいております。

一つ目の矢印は、地方公共団体、地元住民、地元企業等が参加する地域プラットフォームという理解促進をする場を設けて、地方団体の意識改革、住民の理解促進を図っていこうということ。

2点目は、先進的な地方公共団体の取組を調査・分析して、それを横展開していくべきであると。この指摘に沿いまして、今年は大阪市の先進的な取組をこの場で取り上げて議論したいということでございます。

3点目は、民間事業者がこういった公共施設の運営に参入するためには、入った先で赤字になってしまう、真っ赤っかだということでは、それは独立した事業として民間事業者の採算が成り立たないということになりますので、その事業内容については、経営財務の見える化を促進すべきであるということを指摘しております。

最後の点は、先ほど御紹介いたしましたアクションプランにおけるこの数値目標、合計 19件を具体化すべきであるということを指摘しております。 その上で、最後のページ、「論点」でございますが、大阪市でなぜ上下水道のPFIに取り 組むことになったのか。

それから、大阪市で上下水道のPFIを推進する上で、どのような困難に直面し、その過程でどのような教訓を得たのか。国の支援策というのは、その過程で役に立ったのかどうか。

3番目は、大阪市で民間参入を促すために、どのような工夫を行ったのか。こういった 点は全国の自治体で参考になることだと思いますので、大阪市の経験を全国で共有できれ ばということでございます。

最後の点は、大阪のような大都市ではなくて、全国には小規模な自治体がたくさんございます。そういったところではなかなか採算を見込むのが難しいこともございまして、やはり広域化していく、大規模に広域で取り組むことも必要だろうという御指摘が行われておりまして、小規模自治体の場合にどのような課題があるのかということも論点として掲げさせていただいております。

以上でございます。

○田島次長 続きまして、各役所から説明をいただきます。3省庁あります。時間の関係 もあるので、各省2分ずつ厳守でお願いいたします。

○内閣府 内閣府の民間資金等活用事業推進室でございます。PPP/PFIの推進状況について、御説明申し上げます。

1ページ目でございます。PFI事業の実施状況でございますけれども、法律が施行されて 十数年がたちます。現在、事業の件数といたしましては527件、契約金額ベースで約4兆 8,000億円ということで、着実にPFI事業の裾野が広がってきている状況でございます。

次のページを御覧ください。国、地方別、事業主体別にどのような分野でPFI事業が行われているかの表でございまして、地方団体につきましては、主に文教施設、文化施設、国であれば庁舎、宿舎の分野でPFI事業が活用されているというところでございます。

3ページ目でございます。先ほど行革事務局から御説明がございましたが、政府といたしましては、このアクションプランに基づいてコンセッション事業を進めているところでございますが、水道、下水道につきましては目標を達成していない状況でございます。

4ページ目を御覧ください。PPP/PFIの推進に関して、事業の段階別にさまざまな支援措置を実施しております。事業の初期段階から事業化の検討の段階、あるいは、それに至る手前の段階でのワンストップ窓口ということで、自治体の皆様からの相談に乗ったりですとか、専門家派遣ということでPPP/PFIの専門家を派遣したりといったことをさせていただいております。あわせまして、地域プラットフォームの形成支援ということで、全額公費負担でプラットフォームの形成を支援させていただいているところでございます。

御説明は以上です。

○厚生労働省 厚生労働省水道課でございます。

1ページ目を御覧ください。

日本の水道普及率は97.8%で「安全でおいしい水」の普及はおおむね達成された状況にあると言えますが、普及拡大より維持管理の時代となって、人口減少社会が本格化する中で、人口減少に伴う水需要の減少、あるいは老朽化の進展、職員の減少、水道料金の原価見積もり不足といった課題が挙げられております。特に小規模の水道事業体は脆弱な事業基盤がありますので、まさに将来を見据えて事業基盤の強化に取りかからなければならないぎりぎりの時代、時期に来ております。

こうしたことから、厚生労働省では、水道の基盤強化の在り方について専門委員会で議論しておりまして、官民連携に加えて、広域連携、適切な資産管理、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定等のテーマで、制度的な見直しを含め、議論を進めております。

2ページを御覧ください。

その中で、官民連携の推進方策に関しては、例えば任せられる事業者が少ないとか、対話が不十分、人材育成確保の視点、中小事業体への配慮、地域の状況に精通した者を生かす、官民連携の工夫の余地はまだまだある、それから、モデルケースが重要だといったさまざまな指摘があります。また、制度全体の議論の中では、広域化とあわせて進めるべきという意見が基調をなしてございます。

こうした議論を踏まえますと、水道事業者がそれぞれの事業の在り方を踏まえた上で、 多様な選択肢として官民連携に一層取り組むことが必要でありまして、そういった基盤強 化という背景のもとで、改めて必要な、重要な情報や留意点の提供に一層取り組んでいく ことがまずは重要でございます。

3ページを御覧ください。

先ほどから話題になっておりますコンセッション方式ですが、現在幾つかの自治体が具体的に導入を検討してございます。一方で、導入検討に際してリスク面での不安、事業継続性の確保への懸念といった声が上がっておりまして、具体的には実態と水道法上の責任の整合性、事業の継続性の懸念、料金に関する整理といった論点が挙げられてございます。

こうした議論を踏まえまして、コンセッション方式が水道事業において現実的な選択肢となり得るように、さまざまな法制的に必要な対応の検討を進めているところでございます。

4ページを御覧ください。

各々の水道でも、事業の在り方に応じて既に多様な官民連携の選択肢がございまして、 多くの事業体は何らかの官民連携に取り組んでおります。厚生労働省では、これまで制度 的な対応として、水道法の責任を含めて包括的な委託を行う第三者委託制度を創設してお ります。また、水道事業の関係者による協議会を各地で開催するとか、官民連携の考え方、 検討の進め方をまとめた手引きも改定を重ねてございます。更に、官民連携の検討段階の 支援とか整備に対する交付金という支援も行ってございます。 最後に5ページを御覧いただきますと、今回のレビューで取り上げられている事業の概要ですが、この事業については、モデルとなる地方公共団体を支援して、検討結果を公表し、全国に展開することで地方公共団体における官民連携の検討・導入を促進するといったことを目的に取り組んでおります。

以上でございますが、先ほど申し上げたとおり、官民連携とともに、広域連携、資産管理、料金適正化といった取組とあわせて促進して、将来にわたって持続的なものとなるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○国土交通省総合政策局 国土交通省総合政策局官民連携政策課では、国土交通分野におけるPPP/PFIの推進のため、PPP/PFIが手法として選択されやすい環境の整備を進めております。今回は時間の都合もございますので、総合政策局の事業の中の先導的官民連携支援事業に絞って御説明いたします。

国土交通省配布資料の1ページ目を御覧ください。

先導事業は、公共施設等の整備や運営に関し、民間の資金や知恵を活用しようとする自治体の取組を支援して、官民連携のモデルを蓄積しようとするものでございまして、調査結果はモデルとして活用できるよう公表してございます。省内の他の部局の支援とのタイミングにつきましては、先導事業は構想段階から事業化検討段階まで一貫して支援するものであるのに対して、他部局のものは事業化検討段階あるいは実施段階での検討を支援するものであるといった違いがございます。

主な支援事例が下のほうにございますけれども、民間事業者に公共施設の運営権を設定するコンセッション、あるいは維持管理などの複数業務を一括して民間委託する包括的民間委託の検討など、必ずしも新規投資を伴うものではなく、運営の改善を主眼としたものも含めまして、自治体の幅広い取組を支援しているということが特徴になります。

御説明は以上でございます。

○国土交通省国土政策局 国土交通省資料の2ページを御覧ください。国土政策局の官民 連携基盤整備推進調査費について御説明します。

民間事業活動と公共インフラ整備の一体的な実施により、効果的・効率的な公共サービスを実現し、民間投資誘発による経済成長や地域活性化を図ることを目的に、インフラ整備の事業化検討費用を支援するものです。

公共事業関係費の調査費補助として、道路や港湾、公園など、国交省所管公共施設の調査検討費用を対象に、補助率2分の1で地方公共団体に配分します。

構想から事業実施への速やかな移行を果たすために、基本的に施設の需要予測、概略設計などが支援対象であり、昨年度よりPPP/PFIの導入可能性の検討についても支援可能となりました。資料に支援のタイミングを示す事業フローと調査事例を載せています。

説明は以上です。

○国土交通省水管理・国土保全局 続きまして、下水道部でございます。

3ページをお開きください。下水道事業についての御説明をさせていただきます。

先ほど厚労省からも御説明がありましたが、下水道の部分におきましても、一番始めの丸でございますが、ここ十数年で職員が2割減少しています。これは一般の職員の方が1割減少しているのに対して、倍の減少をしており、こういった状況は今後更に深刻化いたしますので、PFI等の民間活力の利用は不可欠の状況となっています。

次の4ページ目を御覧ください。下水道事業におけるPFI等の実施状況でございます。

丸の一つ目にございますように、現在、下水道事業におきましても、管理につきまして は実は部分部分若しくは単年度という形で業務委託を9割以上、実際にしております。

また、下のグラフでございますが、段階的に下の箱でございます包括的な民間委託、要はパッケージで委託をする。それが管渠の部分でございます。それから、処理施設については380件、更にPFI事業につきましては合計で34件ということで、PFIを活用する俎上としては、下水道事業については相当ある。それが段階的に、更にコンセッションに進めるかどうかということでございます。

最後のページ、5ページ目を御覧ください。

下水道事業のコンセッション導入につきまして、今、我々は結果を求めるということで やっておりまして、左側二つ目の「案件形成に向けた情報・ノウハウの共有」というとこ ろの丸の一つ目でございますが、PPP/PFI事業の促進に向けた検討会ということで、積極的 な市町村の方々に参加していただきまして、月に1回程度で検討会を行っています。ここ では受託をする事業者からも意見を伺いまして、具体的なコンセッションに向けて検討を 進めているところでございます。

右側でございます。その状況でございますが、そこに対して財政的な支援をしていただいているわけでございますが、先ほど内閣府からも御説明がございましたように、下水道では、浜松市、奈良市、三浦市、大阪市で具体的にコンセッションに向けて進んでおりまして、特に浜松市におきましては、今、競争的対話をしておりまして、年内には事業者が確定する予定でございます。これが下水道におけますコンセッション第1号となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○田島次長 ありがとうございました。

それでは、議論に入ります。

まず、参考人の方を4名お招きしておりますので、それぞれからコメントをいただければと思います。

お二人は大阪市から、まさにこの上下水道のPFIにつきまして、全国でも先進的な取組を

されているというお話をいただければと思っております。 まず、玉井様からよろしくお願いします。

○玉井参考人 大阪市の水道局長の玉井です。改めまして、よろしくお願い申し上げます。

大阪市は、これはどの地方公共団体もそうなのですけれども、今、いわゆる少子高齢あるいは人口減少社会の到来、そうした中で、大阪市政の中でもさまざまな諸課題がございます。そうしたことに適切に対応していく。あるいは一方で税収は大きな増を望むことができないという現状にあって、大阪市の中では、いわゆる市政改革の一環といたしまして、市政運営の基本方針を定め、施策事業の見直し、歳出の削減ということはもとよりですけれども、官民連携の推進というものも掲げているところでございます。

その中で、大阪市の水道局では、水道事業における公共施設等運営権制度の活用検討、いわゆるコンセッションの検討を進めておりまして、参考人として、その内容等につきまして御説明させていただきたいと思います。

先ほどの論点のところにもありましたけれども、これを検討し出す経過について、先ほど厚生労働省の方もおっしゃられましたように、いわゆる水道事業の経営の見通しなのですけれども、これは全国の水道事業体は、どこも同じかと思いますが、将来的には水需要の減少が続くと見込まざるを得ない。そういう状況の中で、経年化した、つまり老朽化した管路を更新していく。また、災害対応として耐震化を進めていく。そうしたことがこれからも、その促進が求められるわけです。したがいまして、莫大な費用がこれに費やされることになります。そうしたことをトータルで考えると、非常に厳しい経営環境がある。

ただ、一方で、当たり前ですけれども、目の前には水を必要とされる、市民、お客様がおられます。また、水道事業は水道料金から成り立つということで、こうした費用がかかる中にあっても、お客様に新たな負担を求めることなく、水道事業者として質の高い水道事業を将来にわたって確保していく。こうした持続性を求めていくことが我々に課せられたミッションと思っております。したがいまして、いかに水道事業の経営基盤を強化するかという論点だろうと思います。

私どもの水道事業運営の方向性として、水道事業の持ちます公共性あるいは安心・安全は引き続き確保していくことを大前提に置いて、経営の自由度を発揮して事業の効率性あるいは持続性を高めていく。また、私ども水道局の職員が持っております、また、局として保有しております技術力あるいはノウハウをフルに活用して、国内外の新たな事業展開といいますか、技術貢献ですとか、そういうことも推進したい。そういった意味での成長、発展も目指したい。そうしたことが最も可能となる経営手法を、この間、探ってまいりました。私どもでは、幅広い選択肢の中から、このコンセッション方式を採用していくことが最も有意義であろうと結論づけまして、検討を進めました。

お手元にお配りしております資料の1ページでございますけれども、大阪市において運 営権制度を活用する場合の事業のスキームを図で示しております。 図の左側の四角囲みにあります運営会社につきましては、大阪市の100%出資により設立することといたしまして、水道局の職員を転籍あるいは派遣によりまして、この会社へ移管をした上で運営権を設定する。つまり、現在の水道局を株式会社化的にするというのが私どものフレーム、スキームの特徴であろうと思います。

運営権を付与されました運営会社ですけれども、国のほうから事業認可を取得いたしまして、市民の皆様に対して直接、水道サービスを提供し、その対価として料金をみずからの収入といたします。もちろん、水道施設の維持管理、更新投資、あるいは事業計画の策定は運営会社が行うものでございまして、必要な資金調達につきましても、自前で金融機関等から調達をする。そういう考え方でございます。

一方、水道施設を所有いたしますのは大阪市の側ですけれども、水道事業認可につきましては廃止の手続をとることとなりますが、引き続き地方公営企業として、運営権契約に基づく会社の経営のモニタリング、また、これまで借りてまいりました企業への償還、また、水道施設所有に伴うさまざまな事務を行うこととなります。

2ページ目に、ただいま申し上げました事業スキームを確立する過程の中で、関係各省 庁と協議、調整を進めてまいった内容を整理いたしております。

御案内のように、水道でコンセッションの検討というのは先例のない事例でございますので、PFI法を所管いたします内閣府、あるいは厚生労働省、総務省らはもとよりですけれども、水利権の関係でいえば国土交通省など、多くの関係先とさまざま慎重に協議を行い、各省庁の方々からは大いなる御協力をいただいたところでございます。細かい内容は、資料に記載のとおりです。

こうして、大阪市の事業スキームを成立させる上で必要な事項は既に整理を終えまして、 現在は議案として大阪市議会にこの案件を上程しておりまして、御審議をいただいている という状況でございます。

一方で、こうした検討を行ってまいりました自治体の立場から、今後、さまざまな事業 体がその推進に向けて検討されることに当たって、幾つか全体として課題として感じる点 を申し上げたいと思います。

まず、これまで水道事業は公、つまり、自治体で運営をしてまいりました。民間事業者が水道事業を経営することに対する不安感を、多くの市民、お客様が抱いておられると正直感じておりまして、こうしたことに対する払拭といいますか、説明に私どもも現在努力をしているところでございます。

また、民間事業者が水道事業を経営する場合に、これは自治体経営では発生しない法人税の負担が生ずることになります。水道事業は冒頭申し上げましたように市民からの水道料金で成り立っている事業でございますので、本来、効率化によって生まれましたその果実は市民サービスの向上に還元することが理想であろうと思っておりますけれども、現実的には法人税として流出していくこととなります。

このことが、民間事業者が水道事業に参入することに当たっての一つの障壁になるので

はないかということを考えており、軽減措置の実現が望まれるところでして、実際、私ども大阪市におきましても、国に対してこの要望を行い、6月に出されました日本再興戦略2016の中におきまして、国の一定の考え方が示されたところでございます。

もう一点の課題ですけれども、大阪市の事業スキームでは、市と運営会社の役割分担につきまして、実施方針あるいは実施契約書で明確に定めることとしております。それでも、例えば大災害、地震等の災害により施設が損壊した場合の施設の所有者である地方公共団体と事業の認可を受けておられる運営会社との責任分担など、例えば、これは水道法などの関係法令上で制度上明確にされることが望まれるのではないか。こうしたことも幾つか挙げられる課題の中の一つかなと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、水道局は市民の方々の命の水を守るという、その事業者としての使命、責任をこれからも果たしていくことと同時に、経営基盤の強化に向けて日々努力を続けていきたいと思っております。

私の説明は以上でございます。

○田島次長 ありがとうございました。

それでは、城居様、恐縮ですが、時間の関係もございますので、5分程度でよろしくお願いします。

○城居参考人 大阪市建設局の城居でございます。私から、下水道事業に関係する内容を 御説明いたします。

下水道事業におきましても、現在、経営形態の見直しを進めているところでありまして、維持管理の包括委託を現在は進めている状況であります。今日お話しいたしますのは、PFI事業としてこれまで実施中も含めまして3件やっておりますが、それらに関する導入の背景ですとか課題等について御紹介いたします。

私ども、PFIを採用している事業の主な目的につきましては、資料の1ページに書いておりますが、上のほうに民間ノウハウの導入により、さまざまな創意工夫を凝らすことによるコスト縮減と、2点目は、設計・建設・維持管理を一括で長期の契約をすることで一貫した責任体制をとるといったメリットが挙げられます。

最初の点につきましては、行政側にもともとノウハウが乏しい事業や、民間で開発されました新技術を採用する場合、こういうものは、行政が直接実施するよりも、民間で設計から維持管理までをするほうが効率的かつ一貫した運営ができること。

2点目は、従前の発注方式は分離・分割発注ということで、設計から土木、建築、機械、電気というさまざまな工種ごとの工事や保守メンテナンスを別々に発注していますけれども、これに比べてPFIは一括して責任の一貫性が図れ、かつ、性能発注による仕様の自由度ですとか、工程の調整、現場管理コストなど、費用の削減が可能となることが挙げられます。

我々が今やっております3件の個別のPFI事業の内容と期待できる効果について、後ろに参考資料がついておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

1点目の事業につきましては、下水の処理工程で発生する消化ガスをバイオガスとして、 これを使って発電する事業で、これは私ども行政が発電というノウハウに乏しいわけです が、電力会社等の民間事業者によるノウハウを活用することで事業採算性がとれるように なった事業です。

二つ目の事業は、下水処理で発生いたします汚泥という最終生成物を有効利用する方法について、民間発案を募集しましたところ、この汚泥を炭のような固形燃料のペレットにしまして石炭火力発電所で使うという案が一番、費用面、環境面で有効であると判断いたしまして、PFI事業者が燃料化プラントをみずから運営して、安定的に火力発電所等が燃料を引き取るというスキームで成立した事案であります。

3点目は、この老朽化した下水処理場の処理施設の更新工事を一括してPFI事業者に発注する。これによってコストの縮減と工期短縮を図ることを目的としたケースであります。こういった個別の目的で事業の発注方式を検討し、効果が期待できる事業についてPFI事業を実施しております。

導入実績は、下に記載しておりますように、2件が運営管理実施中、1件が現在事業者公募中であります。いずれにしましても、これらは全てサービス購入型のPFI事業であります。

2ページ目に津守下水処理場の例を書いておりますが、結果だけ申し上げますと、現在、 運営開始後10年が経過しております。順調に運営しておりまして、計画どおり、おおむね そういった事業効果を達成している状況であります。

次、3ページ目にPFIの課題等をまとめております。苦労した点あるいは留意点という観点で書いておりますが、一般的な知見も踏まえて大きく4点ございます。

1点目は、実施事例が限られている、少ないということで、自治体にとって最初の1件目のハードルが高いという点でございます。行政スタッフとしてのノウハウは、私どもも3件目に至ってようやく各部署に皆さんそれぞれノウハウが醸成されてきましたけれども、これから始められるところは最初のハードルが高いのではないか。それと、先ほどの御説明もございましたように、行政の経験者間でノウハウを共有する、あるいは支援体制を組む。地域プラットフォームという御説明がございました。これは非常に有効ではないかと考えております。

2点目は、PFIの一般的手続は導入可能性調査で方針決定した後にさまざまな調整等が ございますけれども、最終的には優先交渉権者を決めて、そこから入札契約書、これも膨 大な書類になります。リスク分担等を書きますと、何百ページという契約書類をまとめる のに非常に時間がかかる。事業発案から契約に至るまで、経験では少なくとも1年以上期 間がかかるという点があります。

3点目は、発注者が定める要求水準の解釈の違いによりまして、PFI事業者がリスク対策

費用を過剰に見積もっているのではないかと懸念される場合があるとも聞いております。 20年間という長期にわたるさまざまなリスクを契約で全て特定するのは非常に困難ですけれども、発注者側が取るリスクを明確にしておかなければ非常にコスト増につながるといったケースも考えられます。

4点目は資金調達の問題でありますが、これまで公共側では地方債で調達していましたけれども、民間資金調達を利用した場合、金利が一般的に高くなる状況でありまして、民間金融機関の場合はSPCを経営監視するというメリットがございます。それとの比較で資金調達方法を判断していく必要がある。

いろいろ課題を述べさせていただきましたけれども、初めて取り組む場合の留意点という観点も踏まえまして、最終的には、これらの問題を私どもはクリアできると考えております。やっているといろいろ解決策が見えてくるわけですが、そういう課題であると考えております。

最後に申し上げたいのは、このPPP/PFI事業は新興国で大変関心が高い。海外の特に新興国、私どもは現在、ベトナムやミャンマー、あるいはアジア、アフリカの諸国の行政官に研修しておりまして、こちらに来ての研修あるいは海外に赴いて研修したりしています。これは非常に関心が高くて、こういう海外PPP案件を受注するための実績づくり、あるいは日本のインフラ技術の海外輸出の観点といった観点から、私ども自身も官民連携による海外案件形成につながるよう、事業ごとの特性に応じたさまざまなPPP/PFIを活用していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○田島次長 ありがとうございました。

続きまして、半田様、恐縮ですが、3分程度でよろしくお願いします。

○半田参考人 PFI推進機構の半田でございます。

私どもはさまざまなPFI、コンセッションにかかわってきた経験から、先行事例、まず第 1番目の事例の大事さについて、少しお話しさせていただければと思います。

日本の上下水道は、先ほど事務局からの資料にもありましたとおりに、65兆円を超えるような非常に大きな規模になっております。しかし、この65兆円を超えるような途方もない大きな資産がどんどん老朽化してきております。老朽化が起こると何が起こるかなのですけれども、例えば管から水が漏れて道路が陥没するとか、水が濁ってくるとか、こういうことがだんだん起こってまいります。これを防ぐために早目に手を打とうということで、さまざまな対策がとられているところです。

一方、この膨大なお金を誰が負担するのかということの中で、自治体の財政が必ずしも 楽ではなく、では、民間企業の力をある部分で使っていこうというのがこのPFIの流れでご ざいます。 このコンセッション、PFIというところで一番先行していますのは空港です。関西地区でも、関空、伊丹、既に事業がスタートしていますけれども、但馬空港という兵庫県の豊岡にある空港でも既にスタートしております。それから、神戸空港、南紀白浜空港、いろいろなところで検討がなされています。

ただ、これにつきましても、一番最初、関西国際空港や仙台空港で検討が始まったころは非常に大変でした。公共側も民間側もどのようにすればいいかわからない。先ほど大阪市の話にありましたとおりに、公共の役割は何なのだろうか、民間の役割は何なのだろうか。リスク、例えば大地震が起きました、こういうときに、どういうルールで解決していくのだろうかということを、一つ一つ丁寧に公共と民間で議論をして案件を作っていかなければいけない。そういうときに、いろいろな法律や規制がありますので、そことどのようにすり合わせをしていくのかということもございます。

こういうことで結構長い時間がかかって、一件一件案件を作ってこられたのですけれども、一旦二つ三つ案件ができてきますと、大体標準形というものができてまいります。そうすると、それを見ながら検討すればよいということで、それに続く案件は非常に検討が楽になってきました。

今では、日本全国の自治体が、やはりインバウンド、外国人観光客、あるいは国内のお客さんを呼び込むために、空港を活性化しよう、これで自分たちの地方を創生しようということで、非常に熱心に我も我もという感じで空港のPFIの検討が始まっている状況です。一方、上下水道なのですけれども、皆さん御承知のとおり、空港と違って上下水道は全ての市民が毎日必ず使うものです。それだけに市民や議会の方の関心も非常に強い。ですから、より丁寧に説明をしながら事業を進めていかなければいけないということで、空港

これを、大阪市のように先行する自治体が一つ一つ大変な時間と労力とコストをかけて検討を進めてこられて、かなり形ができてきたわけですけれども、この御苦労は日本中の全ての自治体がシェア、共有をして活用ができるものです。ですから、こういう先行するところについては、国を挙げて全面的にサポートをして、案件を前に進めていくことが必要なのではないかと思っております。

先行事例、例えば大きな自治体も小さな自治体も二つ三つ出てきますと非常にやりやすくなりますので、上下水道のPFIというものも一気に進んでいくのではないかと考えております。

以上でございます。

○田島次長 ありがとうございました。 それでは、鈴木様、よろしくお願いします。

に比べても検討すべきポイントがたくさんあります。

○鈴木参考人 私どものところは附属資料をつけさせていただいていますので、これに沿

って説明させていただきます。

ポイントは三つです。

まず、PFIとは何か。今日は学生の方もいらっしゃいますので、簡単にポイントを言わせていただきます。

1番目、PFIとは金融の方法であり、調達の方法であり、経営の方法であるのです。

金融の方法でいきますと、裏返せば、借金を自治体から切り離すことで財政改善を図れるという財政問題の解決策というのが1点。

2点目、調達の方法で、先ほど下水のほうで説明がありましたけれども、今の公共調達方式は若干、雇用対策とかいろいろな自治体ならではのニュアンスが含まれています。これを分離・分割発注から、水道でしたら都市ガスの会社のような包括発注をする。そうすると、コストが安くなるし、品質も高まります。私は大阪市の水道PFIについても手伝わせていただいたのですけれども、実際どういうメカニズムでどれぐらい安くなるか、工数調査ではかっています。そちらは内閣府のホームページに要約版が載っていますので、ぜひ詳細もあわせて情報公開請求でとっていただければ、その計算過程も載っていますので、御参照いただければと思います。

三つ目に、PFIは経営の方法です。要するに、稼ぐインフラにするということです。例えば図書館であれば、国会図書館から町場の子供に読み聞かせをするような図書館までいろいろあります。そういった普遍的価値の追究という図書館が、例えば顧客ニーズを重視したサービスの提供へ、民間がやったほうがいいようなサービスは民間でやる。餅は餅屋と言いますけれども、そういった経営の方法に民間を活用する文脈がございます。

まとめて言いますと、お金がないところで、老朽化、その他いろいろな問題を解決する 財政再建策であると同時に、民間の成長戦略でもあります。名づけて言えば、成長戦略に おける官民のハイブリッドエンジンみたいなものがPFIだと理解しています。

そのPFIがどうして普及しないのか。いろいろな問題がありますけれども、先ほども下水道のほうで出てきましたけれども、まず、一番大きいのは官民金利差問題。民間の資金調達より地方債のほうが安いという問題です。

それはなぜか。暗黙の政府保証というものがございまして、例えば自治体の財政が悪化する。でも、悪化しても金利はそれに従って悪化しないです。会社だったら、財政が悪化すれば金利が上がって借りにくくなる。財政規律が働く。そうした仕組みが自治体の場合には残念ながら市場の財政規律はないのです。

三つ目、そういった財政規律の問題ですけれども、返済能力が今の自治体の財務諸表ではわかりにくい。例えば新地方公会計ですと、普通は民間ですと売上、費用、利益なのですけれども、自治体の財務諸表は費用、売上になっています。だから、民間とぱっと見て比較ができないです。何でかというと、やはりこれはプロジェクトファイナンスの文脈ですので、自治体の財政が悪くなって、それを解決する方法の手段としてPFIを選ぶといった文脈が成り立たないわけです。

ほかにも理由はあるのですけれども、三つ目、水道PFIの推進の課題としまして、事業別に水道の事例を挙げて言わせていただきたいと思います。

一つは、先ほども出てきましたけれども、まず、水道の認可の問題。コンセッションでできる範囲と水道法の範囲が微妙にずれている。具体的に申せば、設備投資、拡張工事とかをするときには誰がやるのですかと。コンセッションで認可が移って、認可が移って認可が空っぽになってしまったところの水道局側はできない。ですので、具体的なアイデアとしては、鉄道事業者のように所有をする認可と経営をする認可とを分ける。上下分離の認可にすることだと思います。

2点目は、これは目的なのですけれども、どうしてもPFIはコスト削減で語られがちなのですが、コスト削減ももちろんあります。先ほどの調達の方法とか経営の方法で稼ぐインフラにすることで相対的なコストを安くするというのもあるのですけれども、本当に大事なのは技術基盤の確保です。

これは四つ目の論点の小規模水道のところで出てきますけれども、高度化水道技術についていくのが難しい。ローテーションも組めない。特に小規模水道は災害対策の問題がある。そうしたところに官民連携をどうやっていくか。これがPFIの本当の目的です。

もう一つのポイントは広域化。民間でしたら、水道と違って市町村という概念がありませんから、簡単に県境、市境を越えます。そうしたところで、広域化にもPFIは役に立つのではないか。

三つ目は料金です。基本的に民間のノウハウは料金制度にある。例えば別荘地だったらば高くとか、いろいろな地域別の料金とか、いろいろな料金制度のアイデアがあるのですけれども、その料金設定をするのに合理的であれば、監督官庁、認可でできるようにする。 鉄道とかガスとかの料金設定と同じです。まず、そうした料金認可というところは問題があると思います。

基本的に、私は都市ガスにできて水道にできないことはないと思っています。ですので、民間参入をもしも目指すのであれば、まず、人事権と料金設定権と設備投資権限をもっと自由化して自由にできるようにすること。つまり、今のところは責任があって、リスクがあって、それに見合う権限がない。中間管理職みたいなPFIなので、なかなか難しい。そういったところで、民間にもっと自由に設備投資と料金設定のところでできるとすれば、水道PFIももっと増える。先ほど言ったような金利差の問題をやれば、爆発的にPFIが普及するのではないかと思っております。

以上です。

○田島次長 ありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思いますが、結構難しい課題なので、できるだけわかりや すく骨太の議論をお願いしたいと思います。 〇田中評価者 大変丁寧な説明で、しかもリアルな事例を説明していただきまして、ありがとうございました。

私自身が、0DAの水道の案件でコンセッションが入って、その評価をしなければいけないことがありまして、その際のことに基づいて質問したいのですが、さきに0DAで投資した案件にコンセッションが入ったときに、一番最初に反応したのはNGOの方たちなのです。やはり貧困地域、途上国の貧困層の人たちが、水を買えなくなってしまうのではないか、飲めなくなってしまうのではないかということで、料金設定の問題が非常に大きくクローズアップされました。そこに基づきまして、この料金設定を、まず、どのように設定をし、それを透明化していくのかというのが 1 点。

2点目は、今、プロフィッタブルにする、あるいは収益性のあるような料金設定の話が 出てきたのですが、企業の立場、自治体の立場、あるいは消費者の立場によって利害が異 なるわけですから、このあたり、料金の設定について第三者委員会を作るような構想はな いのかという点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

- ○田島次長 これはどちらにお伺いしますか。厚生労働省ですか。
- ○田中評価者 そうですね。
- ○田島次長 厚生労働省、よろしくお願いします。
- ○厚生労働省 厚生労働省の水道課でございます。

水道料金につきましてですが、まず、水道事業は公営企業によりまして独立採算で経営されておりまして、その料金につきましては総括原価によって算定されるということで、水道のサービスの対価として水道料金が設定されることになっております。先ほど、日本の状況ではあるのですけれども、課題で申し上げましたが、やはり今後、経営環境が非常に悪化していくだろうというところはございますので、事業体で長期的な見通しのもとで持続可能なサービスに見合った水道料金を設定できるような形に向けていくべきだろうと我々も思ってございます。

そういったことで、水道料金のそういった在り方ということで、例えば将来の更新投資ということもちゃんと考慮した水道料金の設定といったことがございますので、そこを現在だけではなくて20年とか、そういう将来の更新需要などを見通しまして、財政収支の見通しも試算して、それを住民等とうまく共有した上で適正な料金水準を維持する。そういう方向性が重要だと思っておりまして、まさにこの点についても国の専門委員会で議論を進めているところでございます。

○田島次長 第三者委員会の設置等々を検討すべきではないかという点については、どうでしょうか。

○厚生労働省 水道料金の設定につきましては、先ほどのお話にもありましたが、非常に住民の関心事でもあるということで、議会において料金の設定を決めていくというところはございます。そういった取組の中で基本的には適正な料金を設定していくという流れになるのですけれども、現状はなかなか十分な料金水準が設定できていないと思われる事業体もありますので、そこはそれぞれの水道事業体でまずは将来の見通し、アセットマネジメントとか、そういったことを推進しまして、しっかりした事業基盤はできるのか、あるいはこのままでは将来危機的な状況に陥るのではないかという足元をまずは認識していただいて、そこから料金の在り方を議論していただく。そういう意味での見える化です。そういったところを進めていただきたいと、まずは思っております。その上で今後、更に料金水準の在り方というところは慎重に議論していきたいと思っております。

○田島次長 それでは、ほかにいかがですか。

○赤井評価者 赤井です。

関連で、始め、確認というか、聞かれている方への整理なのですけれども、この厚生労働省の資料の4ページのところにきれいに整理されている取組状況があります。個別委託から始まって順々に行って、DBO、PFI、その後にコンセッションということで、PFIの話とコンセッションの話が今は入りまじっているので切り分けたいのです。PFIは一部分のところで、ノウハウも生かしながらやっていくけれども、料金のところまでは手を出さない。コンセッションは運営なので、料金的なものとかもっと大きなリスクが行くという位置づけの違いでよろしいですか。コンセッションは未実施になっていて、PFIは実施しているのですけれども、そこを簡単に説明のために教えていただいていいですか。

○厚生労働省 御指摘のとおり、上のほう、個別委託というのは個別の事業について単に 委託するのですけれども、下に行くほど包括的な委託をしていく。更に、コンセッション という部分では、水道の事業の経営まで委託する。

○赤井評価者 その経営の定義とはどのように見られていますか。やはり料金設定も含めてという理解でよろしいですか。

○厚生労働省 そうですね。料金の設定をして徴収する。そのサービスの対価として給水 義務があるということでございます。 ○赤井評価者 もう一点だけ。それで、もう一つ聞いていって皆さんの整理になるかと思うのが、空港ではうまくどんどん広がっていっている。空港に関しては、世界的な規制はあるのですけれども、今のコンセッションで基本的に料金の規制はしないということでも受け入れられていますが、水道に関しては、やはり料金への不安みたいなものがあるというところで、空港と水道の違いはどのように捉えられていますか。

もう一つ、将来、確かに水道料金がどのようになっていくのかというところは、試算もあるのですが、人口が減少するとか、そういう老朽化でかなり上昇していって、この推計などによると、これは市町村別の推計なども出ており、一万円を超えるようなところとか、七千円、八千円みたいなところもすぐ出てくるのです。空港と水道で、空港は料金が自由でも良い一方で、水道は自由だとだめというところはどういう違いがあるとお考えですか。

○厚生労働省 水道の料金は、生活に密着した水の利用、飲料も含めて生活の用水だということで必要なものということで、そこはやはり利用しやすいレベルの水準を確保していく必要はあろうというところはあると思います。そういったことも含めて、基本的には独立採算でいっていますので、そういう利用しやすい料金でありつつも、事業を適正に運営していくことのできる料金水準をうまく設定していくというところかと考えております。

○田島次長 ほかにありますか。

○鈴木参考人 コンセッションには料金設定と設備投資の自由と人事権の自由、経営の3 要素が必要だと思うのです。

水道でコンセッションをやるとすると、例えば全てパイプラインではなくて、あるところは宅配水にするとか、ガスでいえばプロパンにするとか、いろいろなその料金内でやっていく民間の工夫というところが、設備投資上の工夫というのがあると思うのです。そういったところも含めて、水道のコンセッションを考えておられるのか。それとも、料金とか管路の更新とかコンパクト化とかなしで、今の老朽化しているものをそのまま入れかえるというところで、そういったところの手足業務という延長で求められているのか。もしも後者の考え方であれば、コンセッションというのはこれからもなかなか難しいのではないのかと思うのですけれども、そちらはどのような方針でお考えなのか、見解があればお伺いしたいのですが。

○厚生労働省 ありがとうございます。

まず、コンセッションということですので、運営権の設定ということで、維持管理、更新といったところを含めて、水道の施設を一体とした管理で、それをもとにした水道の給水供給です。ここを水道料金を受けながら運営していくという、そこの全体をコンセッションとして委ねるということでございます。ですので、単なる手足委託というものではご

ざいません。更に自由ということであれば民営の水道という選択もあるのですけれども、 ここは官民の連携した形をうまく効果を出していくということを狙っていると思いますの で、そういったところで新たなコンセッションの方式を進めたいと考えてはございます。

○半田参考人 1点、ちょっと誤解があるかもしれないので御説明したいのですけれども、PFIとかコンセッションは全部、独立採算で黒字にならなければいけないというものではありません。この大阪大学でも、今、吹田キャンパスでグローバルビレッジという海外からの留学生、研究員を含めた寮を中心としたPFI事業が進んでおります。これは採算はとれません。しかし、よりいいものができるという観点、あるいはコストが少し安くできるという観点、いろいろな観点でメリットがあれば活用できるということがありますので、料金で必ずしも全部賄えなくても、いろいろな使い道があるというのは水道の分野でも同じなのかなと考えています。

○山田評価者 すみません。何かすごい難しい話だったのですけれども、大阪市が結局、下水道の大阪市100%の会社を作ったということは、民間企業の資本をどちらかというと 算入するのがPFIの本来目的とした形だと思ったのですけれども、それが無理だから大阪市で100%の会社を作りましたという流れなのでしょうか。

○玉井参考人 おっしゃるとおりでして、水道事業につきましては、これまで水道法によって市町村による経営が原則であった。つまり、自治体経営が原則であった。運営権制度そのものが、いわゆる平成23年にPFI法を改正されて、コンセッションを導入するということができるようになったのですけれども、まだまだその年数も浅いということ。それと、現実的に市町村の単位でいわゆる水道事業を、つまり、水質管理から取水、浄水、排水、給水、お客様サービス全般を料金で賄うという運営を民間会社がどこもやっておりませんので、そういう意味で先例のない事業ということであるだけに、私どものほうで大阪市の100%の会社を作る。

もう一点、先ほども申し上げましたように、今まで自治体で経営していたものを民間で経営するということに、やはりどうしてもいろいろな意味合いの不安感はございます。そういうものを、ある意味、払拭できる範囲で払拭しようということで、大阪市側がいわゆる責任の持てる会社という意味合いでこういうスタイルをとったということになります。

○山田評価者 要は、分離して民営化する方向だということですね。

○田島次長 何か、インターネットの生中継の意見が、単なる天下りではないかという御意見がたくさん来ているのですけれども、多分そうではないと思うので、その辺をちょっと御説明いただけますか。

○玉井参考人 そういう意味では、いわゆる100%の会社を作ると、どうしても大阪市の関連団体ということで天下り的というニュアンスでとれるかもしれませんけれども、実際に水道事業を運営するノウハウを持っているのが私どもの水道局の職員ということになりますので、そうした技術力、知見などを活用するという意味で株式会社化という選択をしているということです。

例えば、天下りとよく言われますのは、大阪市を60だったら60で退職をして、そのまま 団体に行くという、よくそういうことを総じて天下りという表現になるかもしれませんけ れども、今回の場合は事業を実施するスタッフが会社へ転籍する。そういう考え方です。

○山田評価者 その辺はよく今後も注目したほうがいいですね。

○鈴木参考人 そういう意味では、整理したほうがいいと思うのです。大阪市さんのように技術力が市の職員さんにあって、民営化の手段としてやるPFIと、今日の四つ目の論点にあるように、小規模水道。こういったところは、例えば災害対策とか、老朽化対策とか、高度化対策をしなくてはいけないのですけれども、人がいない、ローテーションができない、お金もない、そういった問題があると思うのです。そういったところに対するPFIは、多分、民営化という文脈ではなくて、純然たる民営の水道会社が受託をしてやるというPFIだと思います。だから、この二つのパターン、委託型か民営型かというところで議論をしていかないと、この問題は進まないような気がします。

○上村評価者 今、小規模自治体の話が出たので、関連してなのですけれども、やはり広域化というのは喫緊の課題だと思っています。なので、広域化に対して補助、要は、小規模自治体の上下水道に関しては、広域化の検討を行うような制度設計を考えておられるのか。まずは、現在やっておられるのか。答えてください。お願いします。

○厚生労働省 水道についてということであれば、広域化でございますが、これまでも水道事業体自体が1,500とか多数ありますので、それをいかに広域化によって基盤を強化するかというのは大きな課題として取り組んでまいりました。これまでは広域化の手引きとか、優良事例の事例集を作るとか、交付金による支援とか、そういうさまざまな取組をしてきておりますが、なかなか進まない部分もあるということで、今回、先ほど御紹介したように、我々のほう、専門委員会で、より進めるためには、例えば都道府県が推進役となって促進できるのではないか、そういった場面として協議会を作るようにすべきではないかとか、あるいは広域化を含めて水道事業の基盤を強化する計画というものを作って進めていくべきではないか。こういったことを法制化も含めて議論、検討しているところでございます。

○国土交通省水管理・国土保全局 下水道部でございます。

平成27年の下水道法改正におきまして、今、御指摘の広域化を進める観点から、法定の協議会を位置づけております。御指摘のように、今、人口減少している地方部におきまして、市町村におきましては、自分の一市だけでは対応できない場合に、周辺市町村と協議会を作りまして、法定化の検討が相当のスピードで進んでおり、実現しております。

更に、先ほどの御指摘のように、その広域化のときに、広域化された事業を誰が受けるのかという場合に、包括委託であったりPFIは非常に有効な手段ということで首長からも注目されており、個別の相談に乗っているところでございます。広域化につきましては非常に積極的に、地方、国、合わせて下水道では推進しているところでございます。

以上でございます。

○田島次長 そろそろ時間でございますが、もう一点、ニコ動からの御質問でしたが、ニュースに出ていたのだけれども、2017年水道法改正という話を聞かせていただけますかという質問があるのですが、答えられますか。

○厚生労働省 水道法改正というのを決めたというわけではないのですけれども、先ほど来、説明しております厚生科学審議会で水道に関する専門委員会を今まさに動かしているところでありまして、これは先ほどからの事業基盤強化のための広域化とか、官民連携とか、そういったもろもろの施策を強化するための対応策というものを法制化も含めて検討を進めている状況でございます。

○田島次長 ありがとうございました。 それでは、そろそろまとめに入りたいと思いますが、大臣から。

○山本行革担当大臣 今、水道法の改正を決めたわけではないと言っていますが、そんなことを言わないでしっかりやってもらいたい。災害等が起こったときに、その責任についてきちんとしないとPFIが進まないので、そういう障害を取り除くということは役所としてもしっかりやってもらいたい。そのように思います。

それから、先ほどのPFIがなかなか進まないということで理由もありましたけれども、官民の金利差の話とかもあるのですが、将来的に財政がこれだけ厳しいわけですから、簡単に地方債で面倒を見ましょうという状況が難しくなるはずです。そうであれば、PFI、PPP等で民間の知恵と資金をしっかり活用するということは、将来の日本にとっては非常に大事なことでありますので、これはそういう方向でしっかりと進めていかなければいけないと思いますし、そういう意味で、この難しい課題に大阪市が先駆的に取り組んでいただいていることを大変高く評価いたしたいと思いますし、その御苦労の状況をほかの自治体に

も共有してもらって、一層進むように頑張っていくことができればと思っています。よろ しくお願いします。

- ○田島次長 それでは、上村先生、まとめをよろしくお願いします。
- ○上村評価者 それでは、評価者のコメントシートをかいつまんで紹介いたします。 空港と水道は何が違うかを踏まえて整理すべきである。

水道は生命に関わるものであり、リスクに敏感で、民間もリスクテークには慎重になっている。透明性、情報共有を進めるべき。

消費者にとっては、水の質と価格が非常に大事であるから、そのあたりのことを透明化する。共有化をしてほしい。

料金について自由化して、低所得者には補助金を出すなどの施策はないのだろうか。リスクの評価、適正な料金の設定が非常に重要という評価コメントをいただいています。

それに対して、取りまとめをいたしたいと思います。

上下水道のPFI推進においては、PFI事業を採用しようとする意思決定の背景やPFI事業を実際に実施する上での課題について、大阪市の経験を自治体と共有すべき。

また、専門的ノウハウの共有に関する支援を行い、「PPP/PFI推進アクションプラン」に おける数値目標達成に向け、最大限努力すべき。

民間事業者が上下水道のPFI等事業に参入するために、メリットやリスクを把握できるよう、自治体において、上下水道で財務や経営に関する見える化を進めるべき。

上下水道の中長期的な採算性の改善については広域化が必要となる自治体が存在するので、広域化が進んでいない自治体における上下水道の処理施設・浄水施設の改築に対する補助等については、広域化の検討を行うことを要件とするなど、さまざまな手段を講ずるべき。

以上です。

○田島次長 補足はよろしいですか。

それでは、このセッションを終了いたします。

次は、約10分後、3時50分から、今日最後のテーマ、住宅セーフティネットについて取り上げます。よろしくお願いします。